



「飲酒運転は絶対しない!させない!
許さない!そして見逃さない!」
みんなの力で飲酒運転
をなくしましょう。

問 建設・都市計画課 建設管理係 ☎934-2244

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」「運転免許の取消」「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。また、飲酒運転事故は被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。

8月25日~31日は

飲酒運転撲滅週間です。

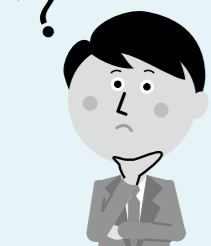


問 上下水道課
上下水道管理係
☎934-2224



水道が漏水しているときは
給水装置の維持管理は、原則、個人の責任です。
漏水が、メーターから家屋側の場合、個人で修理費用を負担する必要があります。お知り合いの業者が広報18ページに掲載している指定業者にご相談ください。また、漏水がメーターから水道本管までの場合は、上下水道課へ相談ください。
なお、発見しにくい場所で漏水していた場合など、上下水道料金を減免できる場合があります。
※減免手続きに係る申請の際に、修理前後の写真と修理業者の証明印が必要。
※減免には量や回数に制限がありません。詳細は、ご相談ください。
検針時のお知らせやメーターで、漏水していないか定期的に確認することをお勧めします。

問 財産活用課 資産管理係
☎934-2268



『公共施設の老朽化問題』
について、なんとなく聞いたことがあるという回答を含め、何割の町民の方が知っていると思いますか？

Q1

平成31年3月に策定した『宇美町公共施設再配置計画』について、広報5月号から3回にわたりお知らせしてきました。
今月号からは、平成30年1月に実施した住民アンケート(1000人無作為抽出)の結果から1問ずつクイズを出題します。(答えは8ページ)

QUIZ
Q
公共施設
クイズ

2019年 全国家計構造調査

一人ひとりの回答が、明るい未来の礎になる。
今を知り、明日をみつめる 暮らしの統計

総務省、福岡県、宇美町では、「2019年全国家計構造調査」を実施します。調査票の記入内容は統計をつくるためだけに利用され、厳重に保護されます。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

調査の概要 総務省統計局が全国的に5年ごとに実施する重要な統計調査です。世帯の家計を総合的にとらえる調査で、その結果は、国民年金・厚生年金の年金額の検討や税制改正に伴う政策効果の予測など国や地方公共団体の重要な政策として活用されます。

調査対象 下記の地域から対象となる世帯が一定の統計上の抽出方法によって無作為に選定されます。

地域の確認と初回訪問の時期	対象地域
8月~9月	原田1丁目~4丁目 とびたけ1丁目 障子岳南1丁目・2丁目
9月~10月	とびたけ1丁目 四王寺坂2丁目

調査方法 全国約90,000世帯の方を対象に、調査員が調査票を配布・回収します。インターネットで回答することもできます。



問 政策経営課 政策推進係 ☎934-2247

医療費通知 (医療費のお知らせ) を ご存知ですか？

国民健康保険をはじめ公的医療保険では、医療機関を受診した際に窓口で医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで医療を受けることができるので、医療費の総額が意識しにくい仕組みとなっています。

そこで宇美町国民健康保険では、医療費負担の仕組みや健康についてご理解いただくため、年6回(2か月ごと)「医療費通知(医療費のお知らせ)」を各世帯へ郵送し、皆さんの医療費をお知らせしています。

医療費は皆さんが納める保険税などでまかなわれています。医療費通知をご覧いただき、受診状況をふり返り、健康な体づくりや、病気の早期発見・早期治療を心がけて、国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。



対象診療月	送付時期
1.2月分	4月
3.4月分	6月
5.6月分	8月
7.8月分	10月
9.10月分	12月
11.12月分	2月

問 住民課 国保医療係 ☎932-1111